

九州ルーテル学院大学海外留学奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、本学におけるグローバル人材の育成を支援することを趣旨として、奨学金制度（以下「奨学金」という。）を設け、本学学生が異文化圏での体験を通じて語学、文化及び専門領域に係る知識等を学修する際に経済面から積極的に支援することにより、本学が取り組む国際交流活動の一層の進展に資することを目的とする。

2 前項に定める奨学金の名称及び受給者は次のとおりとする。

(1) 海外留学奨学金・奨学生

(海外留学奨学金)

第2条 海外留学奨学金は、本学が指定する異文化圏での体験学修プログラムの参加に要する経費を支援するために、海外渡航を要するプログラムに参加する学生を対象に給付するものとする。

2 採用人数及び給付額は、各年度のアウトリーチセンターが指定するプログラムへの参加者の数、参加に係る経費を勘案し、アウトリーチセンターグローバル推進部門で審議し、教授会の議を経て決定する。

3 給付総額は毎年度の予算をもって定める。

4 海外留学奨学金制度の趣旨に賛同する企業及び団体等からの寄付があった場合は前項に掲げる予算額と合算して給付する。

(申請条件)

第3条 奨学金の給付を申請できる者は、本学人文学部に在学する学生（科目等履修生及び研究生を除く。）で、語学の学修に強い関心を持ち、異文化圏での体験学修を通じて交流を深め、国際社会に貢献する意欲がある者とする。

2 給付を申請する者は、原則としてアウトリーチセンターが主催する海外留学説明会に参加し、かつ、該当する授業科目の履修を登録しなければならない。

3 前2項に定める奨学金の給付を申請できる者の要件については、別途「九州ルーテル学院大学海外留学奨学生選考要項」（以下「選考要項」という。）に定める。

(申請手続)

第4条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に定める申請書類を添え、学長に申請しなければならない。

(1) 海外留学奨学金申請書

(2) 海外留学奨学金志願理由書

(選考)

第5条 奨学生の選考は、次の各号に掲げる事項を総合的に評価して行う。

(1) 人物

(2) 英語による面接

(3) 志願理由

(4) 学業成績

2 奨学生の選考基準等は、別途選考要項に定める。

(選考委員会)

第6条 前条に定める選考を行うため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、アウトリーチセンターグローバル推進部門長（以下「部門長」という。）及び部門長が指名した者をもって構成する。

3 選考委員会の委員長は、部門長をもって充てる。

（奨学生の決定）

第7条 奨学生の決定は、選考委員会において候補者を選考し、教授会の議を経て、学長が行う。

2 第1条第2項の各号に定める奨学金は併給しない。

（奨学金の返還）

第8条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、選考委員会がその事実の確認を行い、教授会の議を経て、奨学金の返還を求めることができる。

（1）奨学生の申請書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことが判明したとき。

（2）体験学修期間中に規律違反行為を行ったとき。

（3）傷病等により体験学修の目的を果たす見込みがないとき。

（4）その他奨学生としてふさわしくない行為又は本学の名誉を汚す行為を行ったとき。

（5）学籍を失ったとき

（奨学金の辞退）

第9条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

（事務）

第10条 奨学生の選考等に関する事務は、大学事務部総務課アウトリーチ推進室において行う。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は教授会の議を経て学長が行い、理事会に報告するものとする。

（細目）

第12条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関する必要な細目は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

2 ムラサキスポーツ奨学金規程及び海外体験学修奨学金規程は廃止する。

附 則

この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。